

●注意事項●

～滞在先における不在者投票について～

投票日当日に仕事や用事などで中野区以外の区市町村に滞在している方は、その滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票することができます。

★ 投票用紙等を請求するためには、次の要件が必要です。

1. 中野区の選挙人名簿に登録されていること
2. 投票日の当日、投票所に行って投票することができない見込みであること
3. 郵便等が届く場所であり、かつ請求者本人が不在者投票期間中に滞在先の区市町村選挙管理委員会に出向いて投票できること

★ 投票用紙等の請求方法は次のとおりです。

『不在者投票宣誓書兼請求書』に必要箇所を記入（記入例参照）し、中野区選挙管理委員会委員長宛に郵送もしくは使者により提出してください。

※ Eメール・FAXでの請求はできません。

※ 請求書は、お早めに提出してください。告示日・公示日前でも提出可能です。

※ 選挙ごとに請求書の様式が異なります。令和7年執行の東京都議会議員選挙と参議院議員選挙について、どちらも不在者投票を希望される場合は、それぞれ請求書を作成しご提出ください。

※ 投票用紙等の発送は告示日・公示日翌日以降に行いますので、旅行等で滞在先が変わる場合は、送付先に注意してください。

※ 投票用紙等一式は赤いレターパックにて送付致します。対面での受け取りが必要となりますので、ご注意ください。（ポスト投函不可）

※ 滞在先の電話番号または携帯電話番号を必ず記入してください。

★ 滞在先に送付する投票用紙等について

投票用紙等と『不在者投票証明書』を郵送します。

※ 『不在者投票証明書』は絶対に開封しないでください。開封すると投票できません。

※ 投票用紙の記入は滞在先の区市町村選挙管理委員会で行ってください。

★ 請求先及び連絡先

〒164-8501

中野区中野4-11-19 中野区選挙管理委員会事務局 TEL 03-3228-5541